

魚津市プレスリリース 令和5年1月4日

ノーネクタイ等働きやすい服装の 通年実施の試行について

本市では、例年5月から10月まで期間を限定し、上着やネクタイの着用を必要としない、 いわゆるクールビス期間(ノーネクタイ可能)としてきました。

このたび、働き方改革の一環として、上着やネクタイの着用という慣例にとらわれず、 個々の状況に応じた働きやすい服装で業務の効率化を図ることを目的に、ノーネクタイ等 の通年実施に向けた試行期間を設けます。

1 試行期間

令和5年1月1日から令和5年4月30日まで (5月から10月までは従来どおりのクールビズを継続予定)

※試行期間終了後、市民等からの意見を参考とし、衛生委員会等で通年実施に向けた 協議を行うこととします。

2 服 装

- ・ネクタイ、上着の着用は必要ないものとしますが、社会常識を逸脱することのない 節度のある服装とします。(上着やネクタイの着用を禁止するものではありません。)
- ・式典や市民参加の会議、会合等への出席等、社会通念上必要とされる場においては、 ネクタイ等を着用します。
- ・市議会本会議、委員会等に出席する場合、議会のルールに従った対応とします。

参考(県内各市の状況)

令和3年度試行、令和4年度本格実施・・・射水市 令和4年度試行中・・・氷見市、南砺市

担当部署:魚津市総務部総務課職員係

(課長) 田中 明子 (担当者)米澤 祐治

電話 0765-23-1020 FAX 0765-23-1052

E-Mail soumu@city.uozu.lg.jp